

山梨県環境保全審議会廃棄物部会（第2回）次第

日 時 平成27年11月18日（水）
午前10時～

場 所 山梨県庁防災新館410会議室

1 開 会

2 開会あいさつ

3 廃棄物部会長あいさつ

4 議 事

- 1) 第1回廃棄物部会における意見等について
- 2) 次期廃棄物総合計画の基本方針について
- 3) 次期廃棄物総合計画の目標設定について
- 4) 廃棄物処理に係る課題と次期廃棄物総合計画での主な取組み・施策について
各主体の役割と取り組むべき事項について
廃棄物の発生抑制等のための県施策の推進について
- 5) その他

5 閉 会

山梨県環境保全審議会廃棄物部会(第8期)委員名簿

職	氏名	所属等
部会長	ひらやま きみあき 平山 公明	山梨大学教授
委員	あしざわ きみこ 芦澤 公子	NPO法人みどりの学校理事長
委員	うしおく ひさよ 牛奥 久代	山梨県女性団体協議会長
委員	きたがわ すすむ 喜多川 進	山梨大学准教授
委員	しまざき よういち 島崎 洋一	山梨大学准教授
委員	ながい ひろこ 永井 寛子	NPO法人スペース・ふう理事長
委員	もちづき せいけい 望月 清賢	山梨県市長会会長
専門委員	いとう ともき 伊藤 智基	山梨県立大学講師
専門委員	しらかわ けいこ 白川 恵子	生活協同組合パルシステム山梨理事長
専門委員	ひがしはら きしゅ 東原 記守	山梨県産業廃棄物協会会長
専門委員	ふじなみ ひろし 藤波 博	(公財)廃棄物・3R研究財団調査部長

平山部会長
(議長)

傍
聴
席

伊藤委員

牛奥委員

白川委員

喜多川委員

報
道
席

東原委員

島崎委員

藤波委員

永井委員

事 務 局

坂
上
補
佐

野
中
補
佐

古
屋
補
佐

笹
本
課
長

渡
辺
指
導
監

本
田
總
括
(
司
会
)

事 務 局 員

出入口

第 1 回廃棄物部会における意見等について

1 次期廃棄物総合計画の全体的なことについて

意見等

第 1 回目の部会で示した廃棄物総合計画と法令、行政計画等との関連図を使用するのであれば、国のように制定順に列記する等、何らかの基準を設けて順番に列記した方が良いと思う。

第 2 次廃棄物総合計画の概要版に、3 R の図があります。このような絵を入れた方がもっと分かりやすくなると思う。

環境省の総合政策の内容を踏まえ、持続可能な社会を目指すための低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の 3 つの分野について図で示してみてもどうか。

計画書についてですが、グラフだけでなく写真を入れるなど、県民にとって見やすい作りを工夫していただきたい。

対応方針

- ・計画に反映できる部分は反映したいと思います。

意見等

全体的な施策の話としては、国の第三次循環型社会形成推進基本計画に沿った形で、そこに山梨県の計画している 3 R を全面的に出していく、といった形になるかと思う。

対応方針

- ・第三次循環型社会形成推進基本計画に沿って、計画を策定します。

意見等

環境基本法の中で、3 R から 2 R が優先されなければいけない時代であると謳っている。県の計画の中でも、出てきたごみをどう処理するのも大事だが、その前にどうすればごみを減らせるのか、どうすればリユースできるかを考えていくことが非常に大切なので、具体例を交えながら分かりやすく、市町村を通して啓発活動をやっていただきたい。

対応方針

- ・各主体の連携による食品廃棄物の削減やリユース品の積極的な活用など、リサイクルよりも優先順位が高い 2 R（リデュース・リユース）の取組を強化します。

2 生ごみや食品ロス関係について

意見等

平成 26 年 10 月に食品リサイクル法の審議会報告書が出ており、その中で触れられていることの中に、食品ロスというのがあるので、それを施策の一つとして、検討してはどうか。紙と生ごみの比率が高いので、それに関する対策等についても触れた方が良いと思う。

ごみの中で生ごみが一番重く、処理にお金がかかっているため、生ごみの処理をどうするか、というのが一番の問題だと思う。生ごみの処理にコンポストを使用している家庭もあると思うが、おそらく、ほとんどの家庭で焼却ごみとして生ごみを出しているのではないかと思う。

食品廃棄物のうち、給食センターなどから出る事業系のもの、家庭から出るものをそれぞれどうするのかということも、法第 6 条の市町村の廃棄物処理計画でも記載していくことになると思うが、県の計画においても、一般廃棄物について記載をする中で、触れていかなくてはならないと思う。

対応方針

- ・食品ロスに対する対応について、市町村にヒアリングを行ったところ、対応を行っている又は対応を行う予定と回答した市町村は 13 団体（48%）であり、食品ロスに対する意識が低いことがわかりました。

【現在の対応状況】

- ・小中学校に生ごみ処理機を設置して食べ残し等を堆肥化
- ・市内の給食残渣は全て堆肥化
- ・一部の地域のみ対象であるが、家庭や小学校等から排出された生ごみや残飯を生ごみ専用のごみ袋で分別回収し、堆肥化施設で堆肥化を行っている
- ・お祭りで発生した食べ残しや食材の余り等を堆肥化している
- ・食生活改善推進員の活動を通じて食品ロスへの理解の推進を行っている
- ・10 年前にコンポスト化容器を全戸配付した
- ・家庭や学校から排出される生ごみを週 2 回分別回収し、土壌改良材として再生

現在、食品ロスに関して対応している市町村もあるが、まだ少ない。国としては、2 R（リデュース、リユース）を可能な限り推進するためには、食品ロスへの対応が重要であることを挙げているため、市町村の主な取り組み事項として新たに以下のとおり明記し、食品ロスへの取り組みを推進していきます。

- ・食育等の活用や賞味期限等に対する正しい理解など消費者教育等を通じて消費者の発生抑制に向けた意識改革の促進
- ・学校等から排出される食品廃棄物のリサイクルを推進

また、県としても食品ロスへの対応について研究を進めていきます。

3 リユースの積極的な活用について

意見等

リユース政策については、スペースふうさんの取り組みが非常に有名なので、リユース政策の中の一つとして、スペースふうさんと連携して何かやられてはどうかと思う。

対応方針

・中古品の積極的な活用について、市町村にヒアリングを行ったところ、対応を行っている回答した市町村は6団体(22%)であり、中古品の活用に対する意識が低いことがわかりました。

【現在の対応状況】

- ・不用品回収センターを設置してお互いで不用になったものを交換している
- ・廃棄自転車や家具を再生して、抽選で安く販売している
- ・収集した粗大ごみを加工して販売している
- ・市内で廃校となった小学校の備品を販売している
- ・保育園にリサイクルボックスを設置し、子供たちの古着等を入れ、ほしい人に持って行ってもらっている

現在、中古品の積極的な活用を行っている市町村は少ない。国としては「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」を平成27年7月に策定し、リユースへの取り組みについて一層の推進を図ることとしている。

このことから、市町村の主な取り組み事項として以下のとおり明記し、リユースへの取り組みを推進していきます。

地域循環圏の構築に向けて、リユースの取組を推進

(例えば、市町村が策定する一般廃棄物処理基本計画の中に、「リユース」に関する記述や位置づけを盛り込んでいくことが市町村の取組を推進していく上では大切。繰り返し使用できる製品の普及の推進や不用になったものを近所でリユースしたり、壊れたものをリペアしたりなど、地理的・社会的・経済的に密接がある生活圏でのコミュニティ資源循環がまずは必要。)

4 災害廃棄物の処理について

意見等

災害廃棄物の処理について、市町村にその責務があるが、現実的には困難な場合があるかと思う。そういった場合に、廃棄物処理の広域化ということになり、県としての指導というものが出てくると思う。このことについて、より、厚く記述をした方が良いと思う。

対応方針

- ・災害廃棄物対策については、計画に厚く記述します。

5 高齢化社会への対応について

意見等

高齢化社会における廃棄物の対応をどうするかという部分についても計画の中で触れていただきたいと思います。

対応方針

・高齢化社会への対応について、市町村にヒアリングを行ったところ、対応を行っている回答した市町村は7団体(26%)であり、高齢化社会への対応に対する意識が低いことがわかりました。

【現在の対応状況】

- ・集積所まで持ち出せない世帯に対しては、市の職員が直接家まで回収に行く「ふれあい収集」を実施
- ・75歳以上、障害等級2級以上、精神Aのみのいずれかの世帯で家族などが県内にいない場合は町の職員が家まで回収に行っている
- ・福祉関係の部署から情報があれば、担当が家まで回収に行っている

現在、高齢化社会への対応を行っている市町村は少ない。今後は更なる高齢化が想定され、高齢者世帯に対するごみ収集サービスの在り方を検討する必要があることから、市町村の主な取り組み事項として以下のとおり明記し、高齢化社会への対応を積極的に行っていきます。

高齢化社会に対応するための収集体制構築の検討

6 「山梨県地球温暖化対策実行計画」の中の廃棄物部門との関係について

意見等

廃棄物総合計画と法令等との関連図ですが、「山梨県地球温暖化対策実行計画」の中に廃棄物部門に係る内容も記載されているが、この計画との関係はどのようになっているのか。

対応方針

- ・両計画は、環境施策を総合的・計画的に推進するために定められた「山梨県環境基本計画」が示す方向性に沿って策定されています。また、廃棄物総合計画と地球温暖化対策実行計画の廃棄物部門については、整合性に配慮し、相互に連携しながら、施策の展開・推進を図っていきます。

7 技術的助言や研修会について

意見等

一般廃棄物については、統計数値を見ると、若干甘いところがあると感じた。一般廃棄物は市町村に処理責任等があるが、技術的助言で県ができる部分もあると思うので、市町村にお話いただき強化をお願いしたい。

自治体によっては、市町村研修を年に1回程度実施しているところもあるようなので、全市町村を集めてコミュニケーションを図りながら、廃棄物処理の広域化等について議論してはどうかと思います。

産業廃棄物の不法投棄に関連しては、平成22年の廃棄物処理法の改正で排出事業者の注意義務が定められたこともあり、排出事業者を対象とした研修の実施を始めた自治体がある。不法投棄対策の施策の一つとして、このような研修を実施するという方法もあると思う。

対応方針

- ・県の施策として「市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援」を行っています。この施策の中で、他県で実施している3R化を推進する上での効果的な先進事例の紹介や有料化に伴うごみ減量効果などについての情報提供を行う予定です。また、市町村間の比較ができるような資料を作成して、ホームページに掲載することで、各市町村の3R化への取り組み意識の向上につなげます。また、現在、県内すべての市町村担当者が集まる一般廃棄物処理事業連絡協議会で年2回研修を実施しているので、その機会を利用し、3Rの推進や廃棄物処理の広域化についても議題としていきたいと思います。
- ・排出事業者に対しては、例年10月に（一社）山梨県産業廃棄物協会と共催で甲斐の国廃棄物処理研修会を開催しており、その機会を利用するなどして、不法投棄防止対策を進めていきたい。

第 3 次山梨県廃棄物総合計画の構成

第 3 次山梨県廃棄物総合計画の構成		
基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> 趣旨 位置づけ 計画期間 計画対象 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法、県条例両方に基づく計画
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物（ごみ） 	<ul style="list-style-type: none"> 現状 課題
	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物（し尿） 	<ul style="list-style-type: none"> 現状 課題
	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物 	<ul style="list-style-type: none"> 現状 課題
基本方針		<ul style="list-style-type: none"> 基本方針
目標	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物 	<ul style="list-style-type: none"> 将来予測 目標値 目標設定の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物 	<ul style="list-style-type: none"> 将来予測 目標値 目標設定の考え方
各主体の役割と主な取組事項	<ul style="list-style-type: none"> 県民 	<ul style="list-style-type: none"> 役割 行動目標 主な取組事項
	<ul style="list-style-type: none"> 事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 役割 行動目標 主な取組事項
	<ul style="list-style-type: none"> 市町村 	<ul style="list-style-type: none"> 役割 行動目標 主な取組事項

廃棄物総合計画の構成と今回の資料との関係は以下とおりです

次期廃棄物総合計画の基本方針について

次期廃棄物総合計画の目標設定について

廃棄物処理に係る課題と次期廃棄物総合計画での主な取組み・施策について

各主体の役割と取り組むべき事項について

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役割 ・ 行動目標 ・ 主な取組事項
廃棄物の発生抑制等のための施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の方向 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生（排出）抑制の推進 ・ 循環的利用の推進 ・ 適正処理の推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生（排出）抑制の推進 ・ 循環的利用の推進 ・ 適正処理の推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄防止対策の推進
計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各主体との連携 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の収集と公表 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の評価と進行管理 	



廃棄物の発生抑制等のための県施策の推進について

次期廃棄物総合計画の基本方針について

国では、廃棄物処理法に基づき定められている「国の基本方針」について、平成27年度以降の廃棄物の減量化等の目標値を定めるなど、平成27年12月下旬の告示改正に向けて、改定作業が行われており、廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向については現行の内容から大きな変更はない見込みであるが、新たに、災害廃棄物の処理に関する記載が追加されている。

こうしたことから、次期廃棄物総合計画の基本方針については、第2次山梨県廃棄物総合計画の内容に加え、災害廃棄物の処理を記載することとしたい。

次期廃棄物総合計画の基本方針（案）

廃棄物を巡る諸課題の解決に向け、環境への負荷を低減した循環型社会の形成を目指します。

循環型社会の形成に向けた生活スタイルや事業スタイルへの転換により、発生抑制（リデュース）や再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）をより一層推進します。

循環型社会と低炭素社会との統合に向け、廃棄物の循環的利用や適正処理とともに、廃棄物処理における地球温暖化対策に配慮した取組を推進します。

災害により生じた廃棄物についても、適正な処理を確保し、かつ、可能な限り分別、再生利用等による減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理を確保します。

参考

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（抜粋）

近年、世界的な資源制約の顕在化、災害の頻発化・激甚化など、廃棄物処理・リサイクルを取り巻く状況は大きく変化しており、また、地球温暖化を始めとする地球環境問題への対応も急務となっている。

このような周辺状況の変化に対応し、諸課題の解決を図るべく、第三次循環型社会形成推進基本計画に沿って、廃棄物処理法やリサイクルの推進に係る諸法等に基づく制度の適切な実施と相まって、改めて大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における高度な物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、循環型社会への転換を、さらに進めていく必要がある。

こうした考え方を踏まえ、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策においては、基本法に定められた基本原則に則り、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用（再使用、再生利用及び熱回収をいう。以下「適正な循環的利用」という。）を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とする。また、災害により生じた廃棄物についても、適正な処理を確保し、かつ、可能な限り分別、再生利用等による減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理を確保することを基本とする。

（11月17日に開催された中央環境審議会循環型社会部会に提出）

次期廃棄物総合計画の目標設定について

1 一般廃棄物

(1) 現計画について

現計画の目標値

項目	現計画		増減
	基準年度	目標年度	
	平成20年度	平成27年度	
排出量	328 千トン	293 千トン	10.7%
生活系ごみ	225 千トン	197 千トン	12.4%
事業系ごみ	88 千トン	80 千トン	9.1%
集団回収量	15 千トン	16 千トン	+6.7%
再生利用率	18.5 %	25 %	+6.5ポイント
最終処分量	29 千トン	26 千トン	10%
(最終処分量率)	9 %	9 %	-

現計画の目標設定の考え方

排出量

前計画策定時における将来推計では、前計画の目標年度である平成22年度の排出量は目標をほぼ達成できることが見込まれた。このため、引き続き発生抑制等の施策により市町村等の取組を支援していくことを考慮して目標を設定。

再生利用率

平成20年度の再生利用率は18.5%であり、前計画の平成22年度の目標値である28%を大きく下回る状況であることから、引き続き前計画の目標水準の達成に向け取り組んでいく必要があった。このため、市町村による広域的なごみ処理施設の整備予定等を勘案し、市町村等の資源化の取組を促進することを考慮して目標を設定。

最終処分量

平成20年度の最終処分量は29千トンであり、前計画の平成22年度の目標値である23千トンを上回る状況であることから、引き続き前計画の目標水準の達成に向け取り組んでいく必要があった。このため、平成20年度までの過去5年間の最終処分量の削減実績や、目標年度までの市町村による広域的なごみ処理施設の整備予定等を勘案し、ごみの発生抑制や再生利用等の取組を推進することを考慮して目標を設定。

(2) 一般廃棄物の排出等の状況

排出量

総排出量は、平成25年度に310千トンとなり、平成20年度の328千トンと比較して5.3%減少しており、一般廃棄物全体では発生抑制が進んでいるが、現計画の目標を達成することが難しい状況にある。

生活系ごみ及び事業系ごみともに想定より削減が進んでいない。

再生利用率

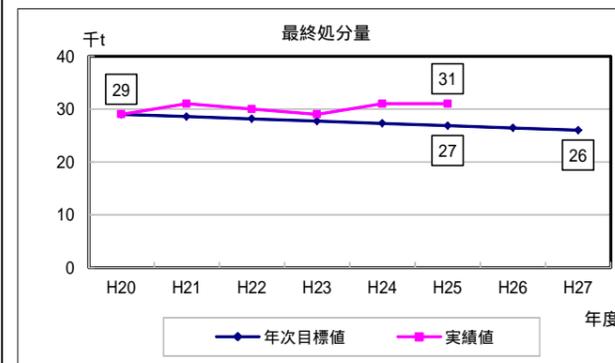
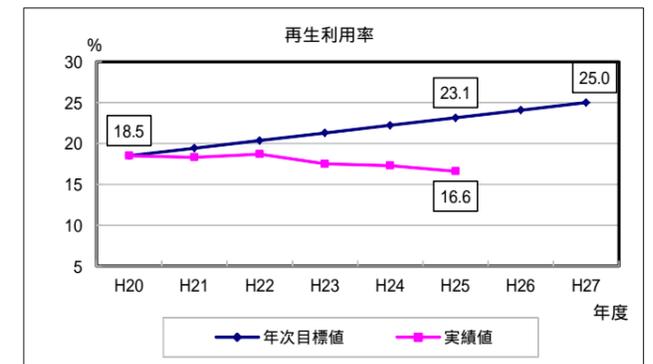
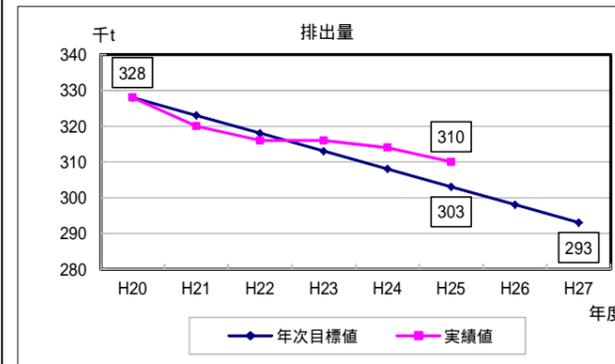
再生利用率は、平成25年度は16.6%となり、平成20年度の18.5%と比較して1.9ポイント減少しているおり、現計画の目標を達成することが難しい状況にある。

再生利用量の増加を想定していたが、溶融スラグの生産量の減少やごみ固形燃料の製造中止により、再生利用量が減少した。また、排出量についても想定より削減が進んでいない。

最終処分量

最終処分量は、平成25年度は31千トンとなり、平成20年度の29千トンと比較して11.0%増加しており、現計画の目標を達成することが難しい状況にある。

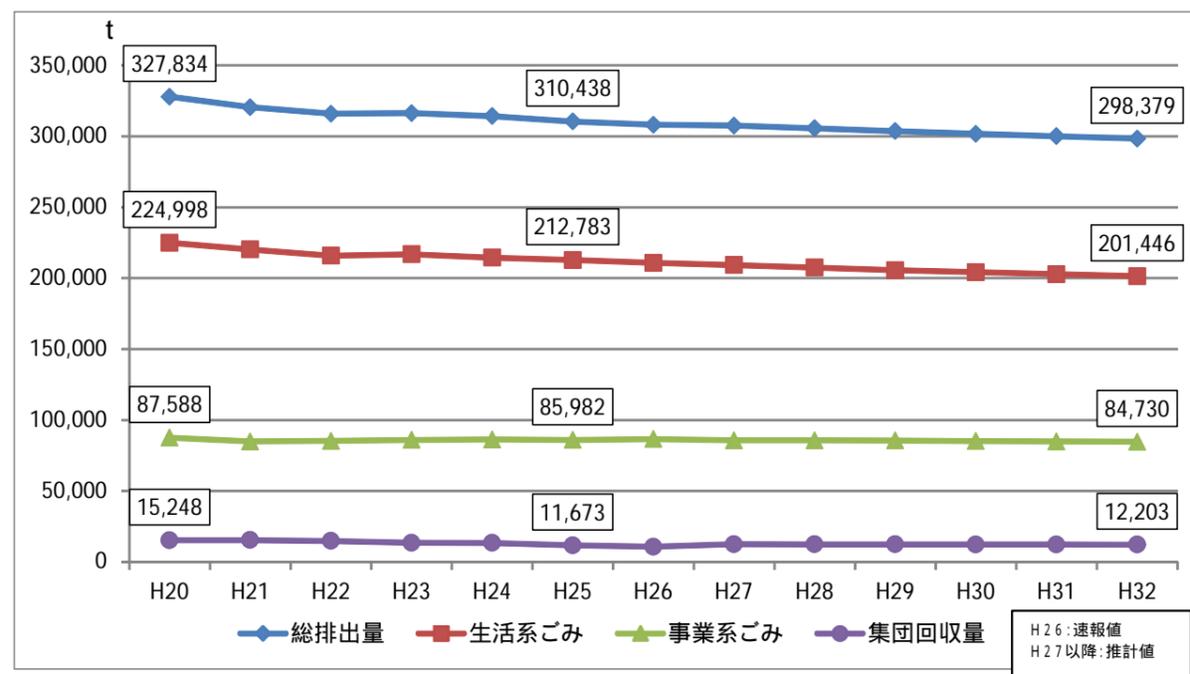
溶融スラグの生産量の減少により、焼却残渣量が増加したことにより、想定より削減が進んでいない。



(3) 一般廃棄物の将来推計

排出量の将来推計

排出量の実績を基に市町村の現状での取組が継続されることを前提として、平成32年度までの排出量を推計すると一般廃棄物全体では平成32年度に298千トンになると予測。



処理状況の将来推計

過去の処理実績を基に市町村の現状での取組が継続されることを前提として、平成32年度の処理状況を推計すると以下のとおりとなる見込み。

項目	平成25年度	平成32年度	増減
排出量	310 千トン	298 千トン	3.9%
生活系ごみ	213 千トン	201 千トン	5.6%
事業系ごみ	86 千トン	85 千トン	1.2%
集団回収量	12 千トン	12 千トン	-
再生利用率	16.6 %	17.3 %	+0.7ポイント
最終処分量	31 千トン	24 千トン	22.6%
(最終処分率)	10 %	8 %	-

(4) 目標設定

本県の廃棄物をめぐる現状と課題や、目標に対する平成25年度の達成状況及び国の動向を踏まえ、県や市町村が今後とり得る施策や、県民、事業者の発生抑制や再生利用の主体的な取組が行われることを前提に目標年度である平成32年度における望ましい水準としての目標値を設定する。

排出量

平成25年度までの排出量の実績を勘案するとともに、今後の発生抑制施策等を見込み、国と同様に平成24年度比12%の削減を目標とし、平成25年度の310千トンから平成32年度に277千トンとする。

<参考> 県: 平成24年度314千トンに対し、約12%削減

国: 平成24年度に対し、約12%削減

再生利用率

国の目標である平成24年度比6ポイント増を目標とし、平成32年度には、23%を目標とする。

参考 国: 平成32年度に約27%に増加

最終処分量(率)

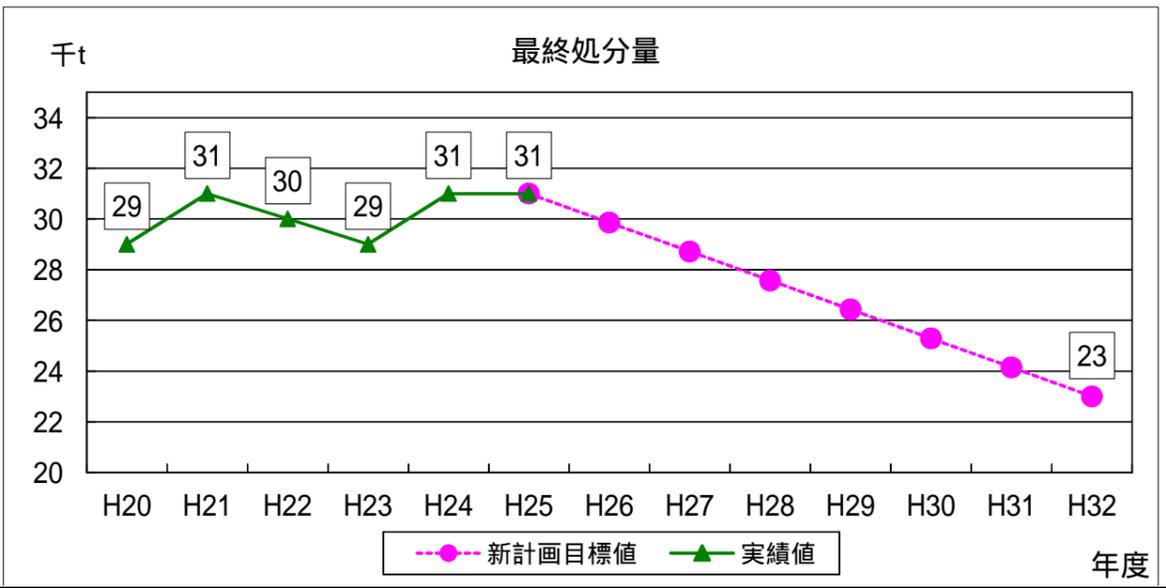
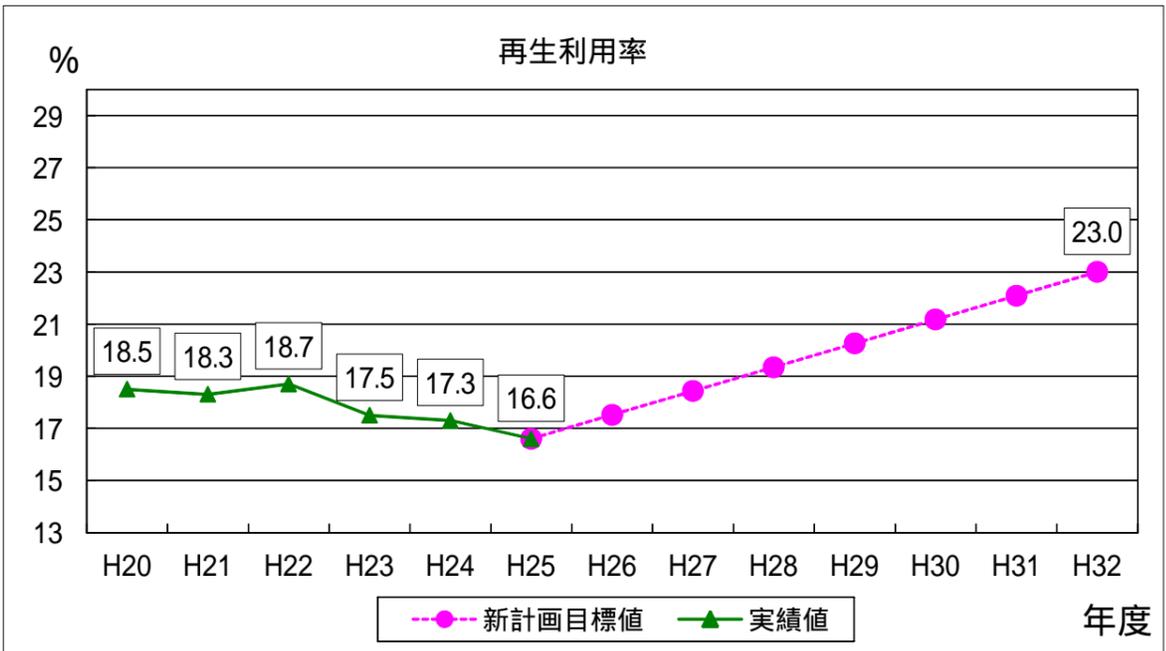
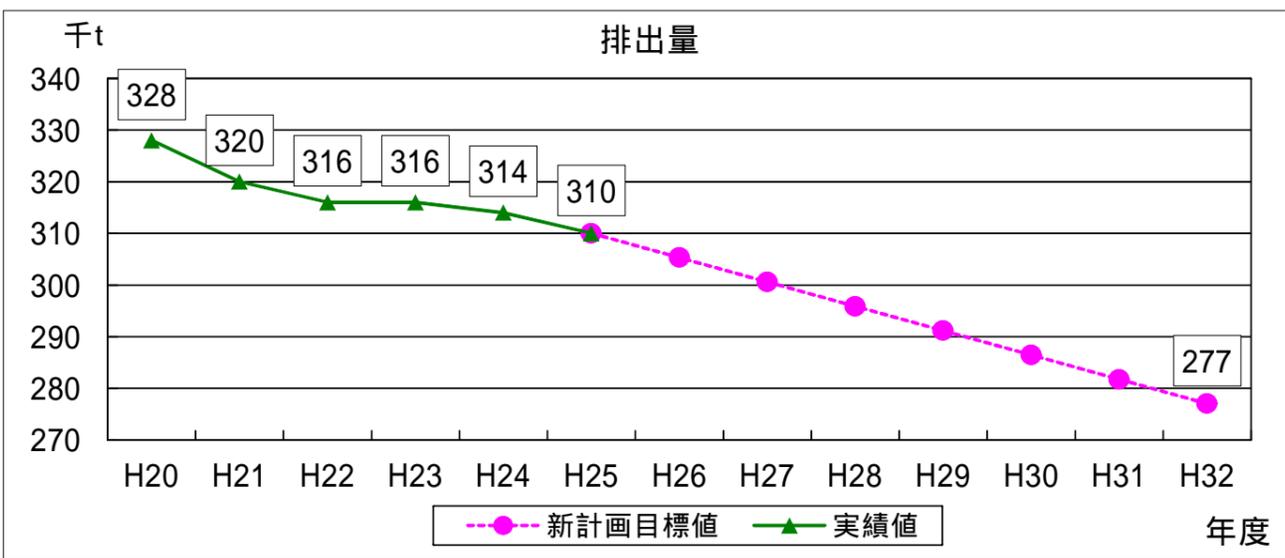
今後の発生抑制施策等や資源化への取り組みを勘案し、平成25年度の31千トンから平成32年度に23千トンとすることを目標とする。

参考 県: 平成24年度31千トンに対し、約26%削減

国: 平成24年度に対し、約14%削減

新計画の目標値

項目	現計画		増減
	基準年度	目標年度	
	平成25年度	平成32年度	
排出量	310 千トン	277 千トン	10.6%
生活系ごみ	213 千トン	189 千トン	11.2%
事業系ごみ	86 千トン	77 千トン	10.5%
集団回収量	12 千トン	11 千トン	8.3%
再生利用率	16.6 %	23 %	+6.4ポイント
最終処分量	31 千トン	23 千トン	25.8%
(最終処分率)	10 %	8 %	-



(5) 国の基本方針について(参考)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2の規定に基づき、基本方針を策定し、この度、平成27年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を設定するなど、所要の改正が行われる予定。

- ・排出量：平成24年度に対し、約12%削減
- ・再生利用率：平成24年度に対し、約6ポイント増加
- ・最終処分量：平成24年度に対し、約14%削減

項目	目標量		増減
	基準年度	目標年度	
	平成24年度	平成32年度	
排出量	4,523 万トン	3,980 万トン	12%
再生利用率	21 %	27 %	+6ポイント
最終処分量	465 万トン	400 万トン	14%

本県の目標値を国の基本方針と同様に基準年を平成24年度とした場合

- ・排出量：平成24年度314千トンに対し、約12%削減
- ・再生利用率：平成24年度に対し、約6ポイント増加
- ・最終処分量：平成24年度31千トンに対し、約26%削減

2 産業廃棄物

(1) 現計画について

現計画の目標値

項目	現計画	
	基準年度	目標年度
	平成20年度	平成27年度
排出量	1,841千トン	1,764千トン
(上下水道以外)	1,391千トン	1,215千トン
再生利用率	50%	50%
(上下水道以外)	65%	70%
最終処分量	144千トン	105千トン
(上下水道以外)	144千トン	105千トン

現計画の目標設定の考え方

排出量

上下水道業に係る汚泥排出量は平成20年度の450千トンから平成27年度には549千トンに大幅に増加すると予想されるが、産業廃棄物全体で平成27年度は、平成20年度から4.2%削減する。上下水道以外の廃棄物については、1,215千トンに削減することにより、国の基本方針で定める目標値以上の減量を図ることとして目標を設定。

再生利用率

排出量の増加分の大半を占める下水道汚泥は、ほとんどが脱水等により減量化されるため再生利用率を引き下げる要因となり、推計では48%下がると予測されるが、他の分野における再生利用の促進を図ることにより、産業廃棄物全体として平成20年度実績の再生利用率50%を維持することとして目標を設定。

また、これにより、上下水道以外の廃棄物については、平成20年度の65%から平成27年度には70%とすることとして目標を設定。

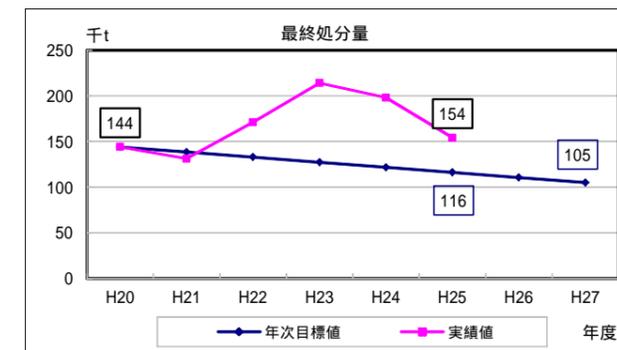
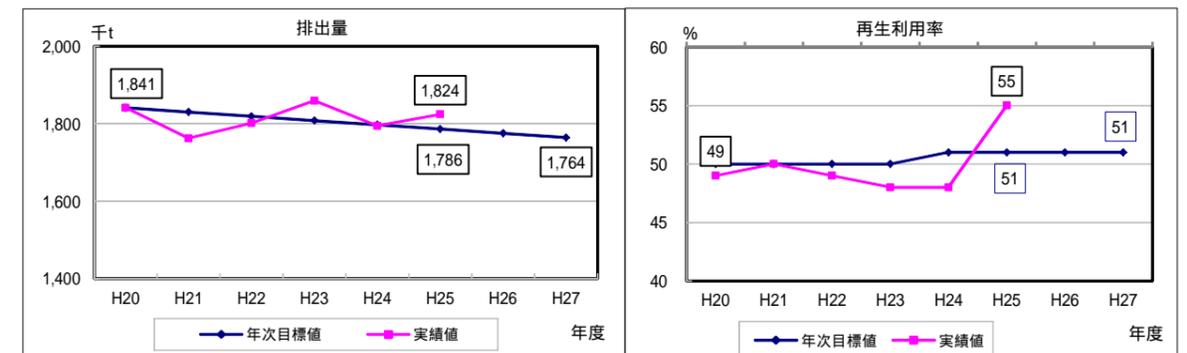
最終処分量

業種別、種類別の処理状況や産業廃棄物実態調査に基づく最終処分量の予測を踏まえ、再生利用率の増加を考慮し平成27年度には105千トンに削減し、最終処分量は全体で6%にすることにより、国の基本方針で定める目標値以上の削減を図ることとして目標を設定。

(2) 産業廃棄物の排出等の状況

	基準年度		実績	
	平成20年度		平成25年度	
	(千トン)	構成(%)	(千トン)	構成(%)
排出量	1,841		1,824	
再生利用量	927	50	1,006	55
中間処理による減量化量	762	42	658	36
最終処分量	144	8	154	8
その他	8		5	

その他は施設内に保管されたもの等処理されなかった量を示す。



(3) 排出量の将来推計 (H25 H32)

予測方法

産業廃棄物実態調査結果を基本とし、次により推計した。

ア 産業廃棄物 (イに掲げるものを除く。)

(ア) 活動量指標の伸び率の将来予測

各業種ごとの活動量指標の将来の伸び率を、過去からの推移により予測

(イ) 予測された活動量指標の伸び率を現況値に乗じて算出

イ 農業廃棄物

農業廃棄物については、産業廃棄物実態調査において推計をしていないので、過去からの推移により予測

推計結果

ア 排出量全体では緩やかに増加することが予測される。

イ 建設業、鉱業については排出量が増加、その他の業種については減少。

業種別排出量将来推計

(単位千トン)

業種	平成25年度		平成27年度		平成32年度	
	千トン	構成(%)	千トン	構成(%)	千トン	構成(%)
上下水道業	467	25.6%	462	25.1%	446	24.2%
建設業	545	29.9%	551	30.0%	559	30.3%
製造業	231	12.7%	232	12.6%	224	12.2%
農業	213	11.7%	198	10.8%	161	8.7%
鉱業	332	18.2%	362	19.7%	422	22.9%
その他	36	2.0%	34	1.8%	30	1.6%
合計	1,824	100%	1,839	100%	1,842	100%

種類別排出量将来推計

(単位千トン)

項目	平成25年度		平成27年度		平成32年度	
	千トン	構成(%)	千トン	構成(%)	千トン	構成(%)
汚泥	904	49.6%	928	50.5%	970	52.7%
がれき	493	27.0%	498	27.1%	504	27.4%
金属くず	38	2.1%	38	2.1%	36	2.0%
廃プラ	31	1.7%	32	1.7%	32	1.7%
農業廃棄物	213	11.7%	198	10.8%	161	8.7%
その他	145	7.9%	145	7.9%	139	7.5%
合計	1,824	100%	1,839	100%	1,842	100%

(4) 処理状況の将来推計

現状における業種別、種類別の発生量に対する再生利用量、中間処理減量化量、最終処分量等の割合が将来も同程度で推移すると仮定し、処理量を推計した。

なお、再生利用量が増加傾向を示す主要因は、再生利用率の高い建設業から排出される廃棄物が増加することが見込まれることによるものである。また、最終処分量が増加傾向を示す主要因は、再生利用が困難な鉱業から排出される汚泥が増加することが見込まれることによるものである。

処理状況将来推計

項目	平成25年度		平成27年度		平成32年度	
	千トン	構成(%)	千トン	構成(%)	千トン	構成(%)
排出量	1,824		1,839		1,842	
再生利用量	1,006	55%	1,001	54%	980	53%
中間処理による減量化量	658	36%	665	36%	666	36%
最終処分量	154	8%	167	9%	190	10%
その他	6	0%	6	0%	7	0%

業種別処理状況

平成25年度実績

(単位:千トン)

業種	排出量	(構成)	再生利用量	再生利用率	減量化量	減量化率	最終処分量	最終処分率	その他量
上下水道業	467	25%	38	8%	428	92%	1	0%	0
建設業	545	30%	527	97%	10	2%	7	1%	0
製造業	231	13%	146	63%	77	33%	8	4%	0
農業	213	12%	208	95%	5	5%	0	0%	0
鉱業	332	18%	69	21%	123	37%	136	41%	5
その他	35	2%	24	67%	9	27%	2	6%	0
合計	1,823	100%	1,012	55%	652	36%	154	8%	5

その他量は施設内に保管されたもの等処理されなかった量を示す。

平成32年度推計

(単位:千トン)

業種	排出量	(構成)	再生利用量	再生利用率	減量化量	減量化率	最終処分量	最終処分率	その他量
上下水道業	446	24%	36	8%	410	92%	0	0%	0
建設業	559	30%	542	97%	11	2%	6	1%	0
製造業	224	12%	141	63%	74	33%	9	4%	0
農業	161	9%	153	95%	8	5%	0	0%	0
鉱業	422	23%	88	21%	156	37%	173	41%	5
その他	30	2%	20	67%	7	27%	2	6%	0
合計	1,842	100%	980	53%	666	36%	190	10%	5

その他量は施設内に保管されたもの等処理されなかった量を示す。

(5) 目標設定

排出量

排出量全体では、緩やかに増加することが予測され、平成32年度で1,842千トンと予測される。

業種別にみると、鉱業と建設業で増加し、製造業、電気・水道業、農業で減少の見込みとなっており、種類別で見ると、汚泥とがれき類で増加の見込みとなっている。

産業廃棄物の排出量は、経済動向に左右される面が大きいため、将来予測に沿った1,842千トンを目指しとする。

これは、国の基本方針で定める目標値以上の目標値となる。

再生利用率

排出量の増加分の大半を占める鉱業から排出される汚泥は脱水により約4割が減量され、再生利用は約2割に止まり、残りの約4割が最終処分される。これは、再生利用率を平成25年度の55%から平成32年度推計の53%へと引き下げる要因となっている。

鉱業を含む全ての業種で再生利用の促進を図ることにより、国の基本方針の目標値と同様に平成25年度より、1ポイント上昇させることとし、再生利用率56%を目標値とする。

最終処分量

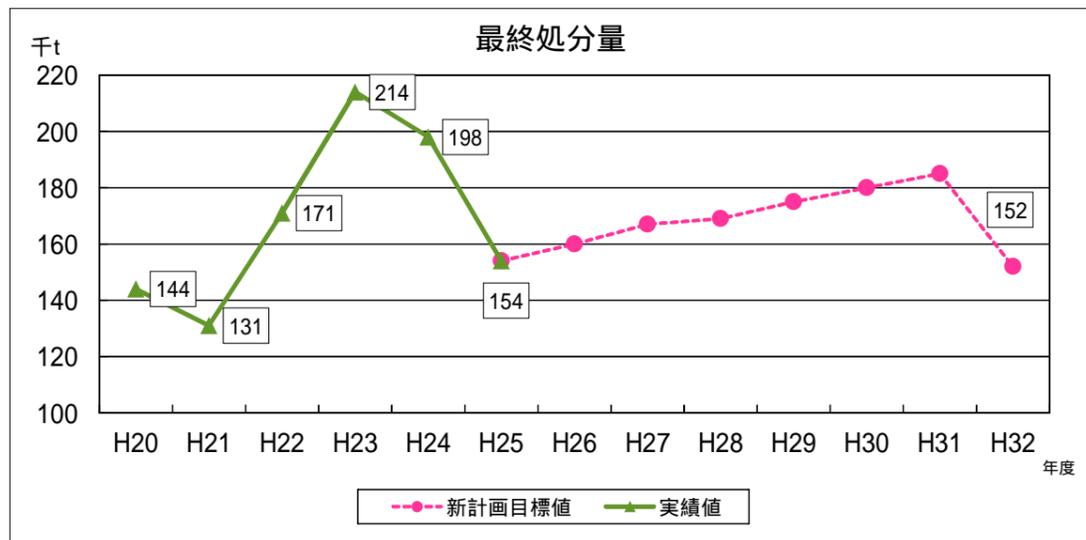
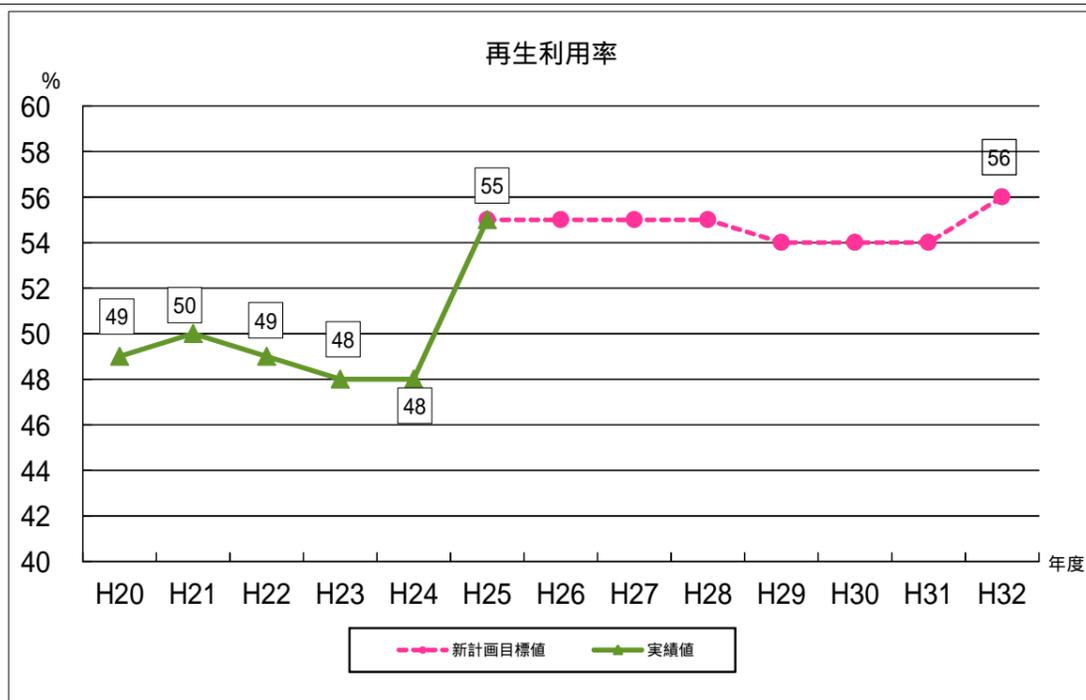
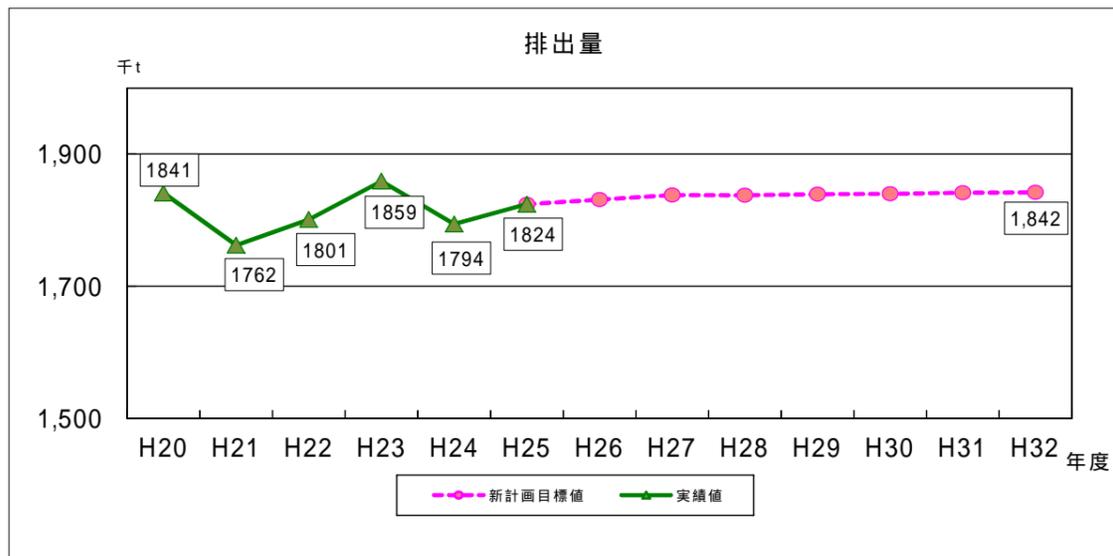
最終処分量は、再生利用量と同じく再生利用等が困難な鉱業から排出される汚泥の排出量が増加し、最終処分にまわる量が多くなることから、推計では平成25年度の154千tから平成32年度は190千tと見込まれる。

再生利用の促進を図る等により、国の基本方針の目標値と同様に平成32年度において、平成25年度の最終処分量の1%の削減となる152千tを目標値とする。

新計画の目標値

項目	基準年度	目標年度	増減
	平成25年度	平成32年度	
排出量	1,824千トン	1,842千トン	+1.0%
再生利用率	55%	56%	+1ポイント
最終処分量	154千トン	152千トン	1.0%
(最終処分率)	8%	8%	-

本県の将来的な産業廃棄物処理の方向性を示す「産業廃棄物適正処理推進ビジョン」を平成28年度末に策定の予定。同ビジョンの策定後、必要に応じて目標値についても見直しを行う予定。



(6) 国の基本方針について(参考)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2の規定に基づき、基本方針を策定し、この度、平成28年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を設定するなど、所要の改正が行われる予定。

- ・排出量：平成24年度に対し、増加を約3%に抑制
- ・再生利用率：約56%に増加(平成24年度55%)
- ・最終処分量：平成24年度に対し、約1%削減

【国の基本方針】・(次期計画の目標)

項目	H24年度	H32年度	方針
排出量(百万t)	379	394	H24年度に対し、増加を約3%に抑制
再生利用率(%)	55	56	約56%に増加
最終処分量(百万t)	13	13	H24年度比、約1%削減

本県の目標値を国の基本方針と同様に基準年を平成24年度とした場合

- ・排出量：平成24年度1,794千トンに対し、約2%削減
- ・再生利用率：平成24年度約48%、8%増加
- ・最終処分量：平成24年度198千トンに対し、約23%削減

3 行動目標について

目標年における排出量を達成するために、各主体の次に掲げる行動目標を設定

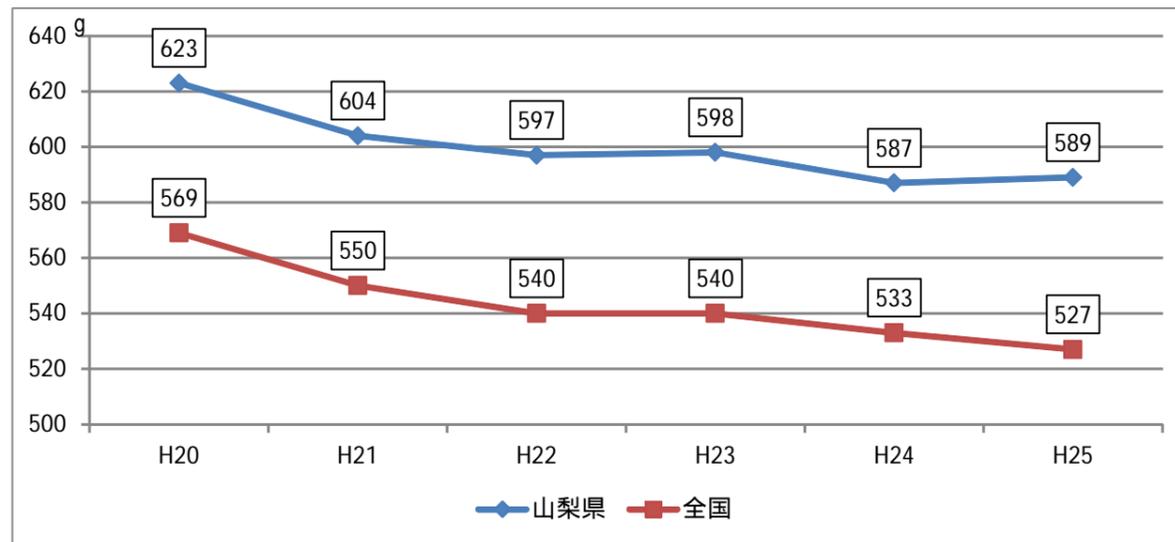
(1) 県民

県民の取組における行動目標は、一般廃棄物排出量の目標設定における推計により、1人1日あたりに家庭から排出するごみの量について、削減目標を定める。

現状

1人1日あたりに家庭から排出するごみの量の推移

	(単位 g/日)					
	H20	H21	H22	H23	H24	H25
山梨県	623	604	597	598	587	589
全国	569	550	540	540	533	527



目標設定

H32年度目標値 550g

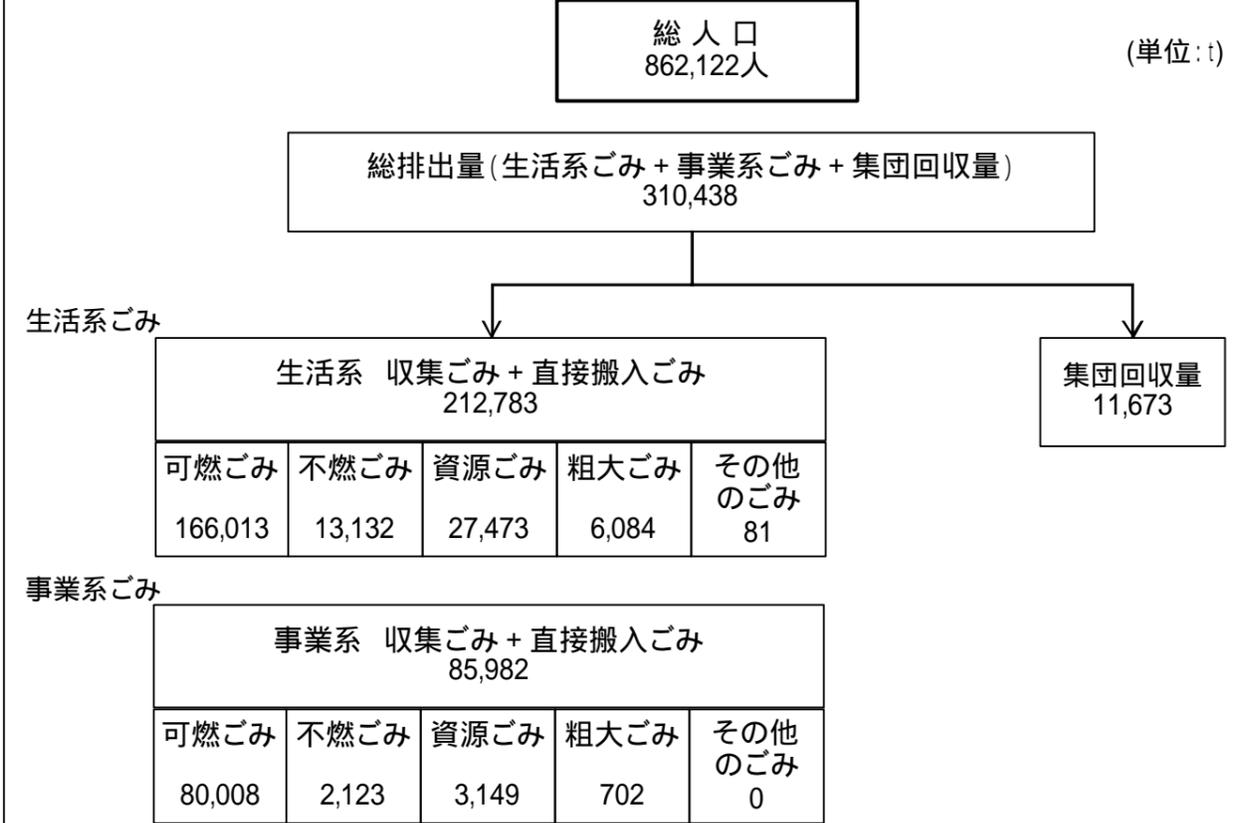
(総排出量 - 事業系ごみ排出量 - 集団回収量 - 生活系資源ごみ排出量) / 総人口 / 年日数
 (277千トン - 77千トン - 11千トン - 25千トン) / 817,807人 / 365日

平成32年度において、平成25年度比で6.6%(39g)削減を目標とする。

(参考: 4人家族で1ヵ月に45ℓごみ袋1袋程度削減することにより達成可能)

国の基本方針で示された削減目標(H24: 533g H32: 500g)は約6.2%の削減であるので、本県も同様に6.2%の削減とする。

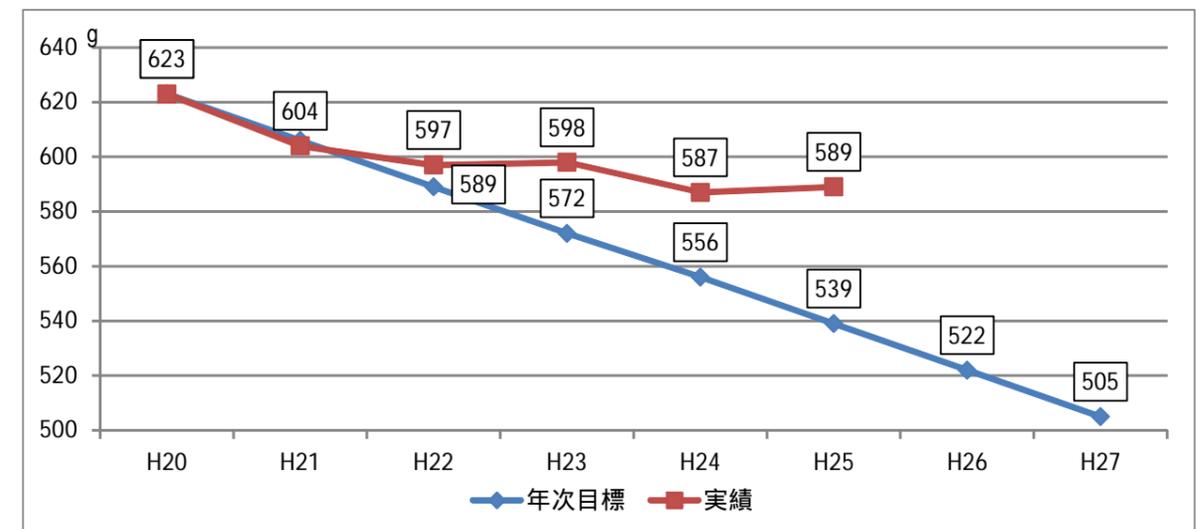
平成25年度ごみ排出状況



参考

現計画の年次目標に対する実績

	(単位 g/日)							
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
年次目標	623	606	589	572	556	539	522	505
実績	623	604	597	598	587	589		



(2) 事業者

事業系廃棄物については事業所数の変動や事業規模によって排出量に差が見られることから廃棄物の総量について削減目標を定める。

事業系一般廃棄物の排出量を削減

事業系一般廃棄物の削減の行動目標については、次のとおりとする。

H25年度実績 86千トン

H32年度目標 77千トン（H25比10.5%削減）

*H32年度の事業系一般廃棄物の推計値は85千トン。

産業廃棄物の再生利用率の増加

事業者の産業廃棄物に係る取組における行動目標については、次のとおりとする。

H25年度実績 55%

H32年度目標 56%

*H32年度の再生利用率の推計値は53%。

廃棄物処理に係る課題と次期廃棄物総合計画での主な取組み・施策について

1 一般廃棄物

課 題	次期計画での主な取組み・施策
<p>【発生抑制】 現目標を達成することが難しい状況であり、生活系ごみ及び事業系ごみの削減が全国に比べて遅れている状況であることから、以下のような発生抑制の取組を進めていく必要がある。</p> <p>ア 県民の「もったいない」という文化、意識を活かした、各主体の連携による食品廃棄物の削減やリユース品の積極的な活用など、リサイクルよりも優先順位が高い2R（リデュース・リユース）の取組強化</p> <p>イ 3R行動による環境負荷削減効果等の情報提供や一般廃棄物処理の有料化など、ごみ減量への住民意識の高揚を図るための効果的な手法の検討・導入</p> <p>ウ 環境教育・環境学習の実施</p> <p>エ 環境配慮設計の徹底及び使い捨て製品から繰り返し使える製品への転換</p> <p>【再生利用】 現目標を達成することが難しい状況であり、再生利用率が全国の値を下回る状況で推移していることから、以下のような取組を進めていく必要がある。</p> <p>ア リサイクルステーション等の拠点回収場所の設置や増設など、リサイクルに向けた環境整備の推進</p> <p>イ 使用済製品からの有用金属の回収の推進</p> <p>ウ 循環型社会形成に向けた様々な取組事例の情報発信</p> <p>エ 再生可能な資源を利用した製品や再生品の優先的な購入</p>	<p>【発生抑制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ等の使用によるレジ袋の削減（県民） ・簡易包装商品や使い捨てでない商品、長期使用可能な商品の優先購入（県民） ・リターナブル容器の選択（県民） ・レンタル、リース、中古品の積極的な活用（県民） ・食品の購入に当たっては、賞味期限に関する正しい理解を深める、適量の購入等により食品ロスの削減に資する購買行動の実施（県民） ・食材の使い切りや、過度な鮮度志向の抑制等による食品ロスの削減（県民） ・<u>外食における適度な注文、食べ残しの削減等により事業者が排出する一般廃棄物の排出抑制に協力（県民）</u> ・かん、ビン、ペットボトル等のリサイクルの実施（県民） ・生ごみの乾燥など減量や堆肥化等リサイクルの取組（県民） ・マイはしやマイボトルの利用推進によりごみや食品残さをできる限り発生させない食事や商品の提供の工夫（事業者） ・消費実態に合わせた容量の適正化（事業者） ・容器・包装資材等の繰り返し使用（事業者） ・食品残さや生ごみなどの食品廃棄物の生ごみ処理機などでの減量処理（事業者） ・食育等の活用や賞味期限等に対する正しい理解など消費者教育等を通じて食品廃棄物の発生抑制に向けた意識改革の促進（市町村） ・地域循環圏の構築に向けて、リユースの取組を推進（市町村） ・<u>学校等から排出される食品廃棄物のリサイクルを推進（市町村）</u> ・高齡化社会に対応するための収集体制構築の検討（市町村） ・水銀使用製品が廃棄物となったものについて、地域の実情に応じた回収体制の構築や住民への普及啓発、周知徹底の推進（市町村） ・生活系ごみの発生抑制の取組支援（やまなしエコライフ県民運動の推進や市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援等）（県） ・<u>ごみ処理の現状や2Rを始めとする3Rの取組効果や循環利用された循環資源の行方を示し、ごみの減量に対する認識を高め、取組を促進（市町村）</u> ・出前講座や意見交換会の実施など環境教育や啓発活動の充実（市町村） ・環境教育・環境学習の推進（環境学習指導者の派遣等）（県） ・廃棄物が発生しにくい生産工程、製品等への改善（事業者） ・廃棄物が発生しにくい原材料の使用（事業者） ・製品のライフサイクルにおける環境負荷を考えた商品の開発（事業者） <p>【再生利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルステーション等の拠点回収場所の増設（市町村） ・廃家電等の適正なルートでの排出（県民） ・使用済み小型電子機器等のリサイクルの実施（県民） ・<u>使用済み小型電子機器等について、地域の実情に応じた回収体制の構築や住民への普及啓発、周知徹底の推進（市町村）</u> ・<u>市町村が実施するごみ減量化・リサイクル推進事業の支援（容器包装廃棄物の分別収集の促進や使用済み小型電子機器廃棄物のリサイクルの促進等）（県）</u> ・<u>ごみ処理の現状や2Rを始めとする3Rの取組効果や循環利用された循環資源の行方を示し、ごみの減量に対する認識を高め、取組を促進（市町村）</u> ・グリーン購入やグリーン契約などの取組の推進（事業者） ・循環型社会と地球温暖化防止対策など低炭素社会を統合的に実現するための取組の推進（グリーン購入の推進等）（県）

【最終処分】

現目標を達成することが難しい状況である。また、現在、県内には埋め立てが可能な一般廃棄物最終処分場がないため、市町村が一般廃棄物の処理責任を果たしていくために、県内に長期間にわたり安定的に使用できる広域的な一般廃棄物最終処分場の整備が進められている。こうした状況を踏まえ、以下のような取組を進めていく必要がある。

- ア 廃棄物の発生抑制と各種リサイクル法に則った処理による再生利用の推進
- イ 現在進められている一般廃棄物最終処分場の確実な整備

【最終処分】

- ・発生抑制及び再生利用に記載されている取組の推進
- ・「ごみ処理広域化計画」に基づき、市町村の一般廃棄物処理施設の広域的整備と広域処理による減量化・資源化の推進、最終処分量の削減（県）
- ・市町村の連携による広域的な一般廃棄物最終処分場の確保整備に向けた取り組みに対する支援（県）

【災害廃棄物の処理】

災害時における公衆衛生の悪化の防止、生活環境保全の観点から災害廃棄物は、適正に処理することが不可欠であるとともに、復旧・復興を妨げることがないように円滑かつ迅速に処理することが必要である。このため、災害時にも適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理を実施できるよう、平時の廃棄物処理行政から災害発生時まで切れ目のない対応を行うことが必要である。

こうした状況を踏まえ、次のような取組を進めていく必要がある。

- ア 山梨県の災害廃棄物処理計画の策定についての検討
- イ 各市町村の災害廃棄物処理計画策定や地域防災計画見直しへの取組支援
- ウ 災害廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制の確保
- エ 各主体との連携強化

【災害廃棄物の処理】

- ・各市町村における災害廃棄物処理計画の策定や地域防災計画の見直し（市町村）
- ・平時から、災害対応拠点の整備や関係機関との連絡体制の構築等を通じて、災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備（市町村）
- ・ある程度余裕を持った焼却施設やがれき等を保管するための災害廃棄物用の仮置き場等の整備（市町村）
- ・国の「廃棄物処理施設整備計画」並びに「災害廃棄物対策指針」及び「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を十分踏まえながら、県の災害廃棄物処理計画の策定について検討（県）
- ・県による各市町村の災害廃棄物処理計画策定や地域防災計画見直しへの取組の支援（県）
- ・国が設置した「大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会」に構成員として参画し、災害時の廃棄物対策について情報共有を行うとともに、都県域を超えた連携が必要となる災害時の廃棄物対策に関する広域的な連携の検討（県）
- ・災害廃棄物処理のための協定締結団体（山梨県産業廃棄物協会）への応援要請や他市町村への協力要請のための連絡・調整（県）
- ・災害廃棄物処理のための協定内容（収集運搬能力や施設能力等）や活用方法について市町村へ情報提供（県）

【し尿の処理】

現在、県内のし尿及び浄化槽汚泥について、衛生的な処理体制は整っていると考えられるが、し尿処理施設の老朽化も進んでいるため、地域の特性や経済性を考慮し、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの整備計画との整合を図りつつ、それぞれの特性を生かして、計画的かつ効率的に整備を行うことにより、し尿及び浄化槽汚泥の処理体制を強化していく必要がある。また、し尿等の衛生的な処理とともに、環境への負荷の低減を図り、資源としての利用を推進する必要がある。浄化槽やコミュニティプラントから排出される汚泥の処理については、堆肥化やメタン発酵等のエネルギー回収を行う汚泥再生処理センター等の複合的な施設の整備を推進する必要がある。

【し尿の処理】

- ・し尿処理施設の更新の際、し尿、浄化槽汚泥と生ごみ等を併せて処理する有機性廃棄物リサイクル推進施設の導入計画による資源回収の推進（市町村）
- ・し尿、浄化槽汚泥の適正処理の推進（生活排水対策の推進や浄化槽対策の促進）（県）

2 産業廃棄物

課 題	次期計画での主な取組み・施策
<p>【発生抑制】 産業廃棄物の排出量については、平成25年度は平成20年度と比較して約1%減少しているが、これは排出削減に取り組んだ結果と考えられる。しかし、産業廃棄物の排出量は、経済状況等社会情勢に大きく影響を受けることから、今後も継続して排出量の抑制に向けた取組を進めていく必要がある。</p> <p>【再生利用】 再生利用量は、再生材の公共事業での積極的な活用や排出事業者及び処理業者の3Rへの取組意識の向上により増加している。しかし、社会経済情勢の変化により、再生材の需要が減少したり、再生困難な廃棄物の排出が増加するおそれもある。このため、さらなる再生利用の推進のためには、再生材の利用先の確保や新たな利用用途の開拓等の推進が必要である。</p>	<p>次期計画での主な取組み・施策</p> <ul style="list-style-type: none">産業廃棄物排出事業者の排出抑制等の取組に対し優良事業者を認定するなどの支援（県）多量排出事業者への減量等の指導の促進（県）「建設リサイクル推進計画」の見直しによる建設廃棄物の有効利用の推進（県）食品残さの家畜飼料（エコフィード）による有効利用の促進（県）PCB廃棄物、農業用廃プラスチック類の適正処理の促進（県）アスベスト廃棄物等の適正処理指導の強化（県）産業廃棄物適正処理推進ビジョンを策定し、廃棄物の発生抑制、再生利用を推進（県）

3 不法投棄対策

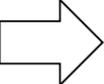
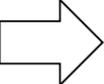
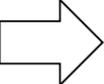
課 題	次期計画での主な取組み・施策
<p>【不法投棄対策】 廃棄物の不法投棄については、県警や市町村など関係機関との連携を図る中で、不法投棄事案への迅速な対応、監視パトロールなどに積極的に取り組むとともに、廃棄物の撤去等に対して支援を行ってきたが、依然として後を絶たない状況である。 今後も、省エネ家電製品等への買替えに伴い、廃家電等の不法投棄の増加も懸念されることなどから、県民も含めた不法投棄等に対する監視体制の強化、不法投棄防止や適正処理に向けた啓発など、引き続き不法投棄対策を推進していく必要がある。</p>	<p>次期計画での主な取組み・施策</p> <ul style="list-style-type: none">不法投棄未然防止対策の推進（県）不法投棄廃棄物の適正処理の推進（県）悪質な不適正処理、不法投棄事案に対する行政処分や刑事告発など厳正対応（県）

各主体の役割と取り組むべき事項について

1 県民

役 割	<p>県民は、自らも廃棄物等の排出者であり、環境負荷を与えその責任を有している一方で、循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動するとともに、より環境負荷の少ないライフスタイルへの変革を進めていくことが求められる。また、市町村の行う適正処理に協力する必要がある。</p>		
主な取組事例	<p>買い物時の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ等の使用によるレジ袋の削減 ・過剰包装や不要な包装の辞退 ・簡易包装商品や使い捨てでない商品、長期使用可能な商品の優先購入 ・リターナブル容器の選択 ・詰め替え可能な商品の選択 ・再生利用が容易な製品及び再生品の優先購入 ・レンタル、リース、中古品の積極的な活用 ・食品の購入に当たっては、賞味期限に関する正しい理解を深める、適量の購入等により食品ロスの削減に資する購買行動の実施 <p>使用時の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理時に生ごみを少なくする工夫や取組 ・マイはし、マイボトルの利用 ・使い捨て商品の使用自粛や商品の長期使用 ・食材の使い切りや、過度な鮮度志向の抑制等による食品ロスの削減 <p>廃棄時の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かん、ビン、ペットボトル等のリサイクルの実施 ・リサイクル時に市町村の資源回収や集団回収を利用した資源物の適正な分別排出 ・生ごみの乾燥など減量や堆肥化等リサイクルの取組 ・フリーマーケットなどの活用 ・廃家電等の適正なルートでの排出 ・使用済み小型電子機器等のリサイクルの実施 <p>日常生活時の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量、リサイクルを推進する地区指導員等への協力、ボランティアとしての参加 ・不法投棄防止への理解と実践、監視・通報協力 ・外食における適度な注文、食べ残しの削減等により事業者が排出する一般廃棄物の排出抑制に協力 		
行 動 目 標	<p>【現計画】</p> <p>1人1日あたりに家庭から排出するごみの量 19% (118g) 削減 623g (H20) 505g (H27) 4人家族で1カ月に45Lのごみ袋約1.5袋削減することにより達成可能</p>		<p>【新計画】</p> <p>1人1日あたりに家庭から排出するごみの量 6.6% (39g) 削減 589g (H25) 550g (H32) 4人家族で1カ月に45Lのごみ袋1袋程度削減することにより達成可能</p>

2 事業者

<p>役割</p>	<p>事業者は、事業活動に伴い廃棄物を発生させることから、製品の開発・生産・流通・廃棄の過程において廃棄物の発生抑制や循環的利用を推進するための自主的・積極的な取組に努め、排出する廃棄物については法令に則り適正保管、適正処理を行い、排出者としての責任を有している。 廃棄物処理業者は、廃棄物処理法等関係法令を遵守し、排出事業者から委託された廃棄物の適正処理や循環的利用を進めることが求められる。</p>			
<p>主な取組事例</p>	<p>生産過程の取組 発生抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物が発生しにくい生産工程、製品等への改善 ・廃棄物が発生しにくい原材料の使用 ・長期使用可能な商品の開発、詰め替え商品の開発、製品のライフサイクルにおける環境負荷を考えた商品の開発 ・リサイクル製品・エコ製品等の開発 ・消費実態に合わせた容量の適正化 循環的利用 <ul style="list-style-type: none"> ・設計・施工段階におけるリサイクルへの配慮 ・分別可能な製品の開発 ・建設資材等の再使用、リサイクル資材の利用 ・消耗品類の繰り返し使用、使用済み物品や部品等の再使用の推進 ・副産物の有効利用 ・廃棄物等を直接原材料として使用、再生品を原材料として使用 ・食品残さや生ごみなどの食品廃棄物の発酵処理や飼料、堆肥化による資源回収 ・バイオマス発電等のエネルギー資源としての活用 流通過程の取組 発生抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋無料配付の中止や簡易包装の実施 ・包装資材、梱包材の削減 ・梱包材や型枠材の再使用 ・建設資材の運搬方法の効率化 ・マイはしやマイボトルの利用推進によりごみや食品残さをできる限り発生させない食事や商品の提供の工夫 ・消費実態に合わせた容量の適正化 循環的利用 <ul style="list-style-type: none"> ・リターナブルびん等再使用可能容器や使用済み商品、資源ごみの店頭回収等の実施 ・容器・包装資材等の繰り返し使用、梱包材や型枠材の再使用、再生素材を容器・包装材等として利用 ・リサイクル資材・製品の利用・販売 一般業務での取組 発生抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品類の繰り返し使用 ・食品残さや生ごみなどの食品廃棄物の生ごみ処理機などでの減量処理 ・廃棄物減量計画の作成や取組の実践（主に多量排出事業者） 循環的利用 <ul style="list-style-type: none"> ・紙類、コピー用紙などの分別による資源化等、廃棄物のリサイクルの推進 ・グリーン購入やグリーン契約などの取組の推進 ・事業活動により生じる廃棄物の再生利用に向けた処理の推進（再資源化、堆肥・飼料化等） ・市町村や地域自治会との連携による資源ごみ回収への参加、協力 適正排出、処理等への取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001の取得やエコアクション21等の環境マネジメントシステムの導入 ・県、市町村のごみ減量、リサイクル、適正処理のための施策への協力 ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物との分別の徹底による適正排出 ・法令に則った廃棄物の保管や、産業廃棄物の処理を委託する場合のマニフェストの交付による処理状況の確認など、責任を持った廃棄物の適正処理の実施 ・「山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に則ったPCB廃棄物処理の取組 ・アスベスト廃棄物や感染性廃棄物の適正処理の実施 ・不法投棄防止への理解と実践、監視・通報協力 ・「優良産廃処理業者認定制度」を活用した適正処理の取組推進 </p>			
<p>行動目標</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>【現計画】</p> <p>事業系一般廃棄物排出量 9.1%削減 88千トン（H20） 80千トン（H27）</p> <p>産業廃棄物排出量 各産業12.7%削減（上下水道業以外） 1,391千トン（H20） 1,215千トン（H27）</p> </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">  </td> <td style="width: 40%; vertical-align: top;"> <p>【新計画】</p> <p>事業系一般廃棄物排出量 10.5%削減 86千トン（H25） 77千トン（H32）</p> <p>産業廃棄物排出量 平成25年度に比べ、増加を約1%以内に抑制 1,824千トン（H25） 1,842千トン（H32）</p> </td> </tr> </table>	<p>【現計画】</p> <p>事業系一般廃棄物排出量 9.1%削減 88千トン（H20） 80千トン（H27）</p> <p>産業廃棄物排出量 各産業12.7%削減（上下水道業以外） 1,391千トン（H20） 1,215千トン（H27）</p>		<p>【新計画】</p> <p>事業系一般廃棄物排出量 10.5%削減 86千トン（H25） 77千トン（H32）</p> <p>産業廃棄物排出量 平成25年度に比べ、増加を約1%以内に抑制 1,824千トン（H25） 1,842千トン（H32）</p>
<p>【現計画】</p> <p>事業系一般廃棄物排出量 9.1%削減 88千トン（H20） 80千トン（H27）</p> <p>産業廃棄物排出量 各産業12.7%削減（上下水道業以外） 1,391千トン（H20） 1,215千トン（H27）</p>		<p>【新計画】</p> <p>事業系一般廃棄物排出量 10.5%削減 86千トン（H25） 77千トン（H32）</p> <p>産業廃棄物排出量 平成25年度に比べ、増加を約1%以内に抑制 1,824千トン（H25） 1,842千トン（H32）</p>		

3 市町村

<p>役割</p>	<p>市町村は、その区域内における一般廃棄物について、発生抑制に係る県民、事業者の自主的な取組を促進するとともに、分別収集や再生利用など循環的利用や廃棄物の適正処分を行う責務を有している。</p>
<p>主な取組事例</p>	<p>生活系ごみの発生抑制のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民が積極的にごみの削減など環境対策に取り組めるよう、出前講座や意見交換会の実施など環境教育や啓発活動の充実 ・住民への情報提供やごみ処理施設の見学機会の拡大等により、ごみ処理の現状や2 Rを始めとする3 Rの取組効果や循環利用された循環資源の行方を示し、ごみの減量に対する認識を高め、取組を促進 ・ごみ処理の有料化制度の検討、導入 ・ごみ減量、リサイクルを推進する地区指導員等の育成、確保 ・食育等の活用や賞味期限等に対する正しい理解など消費者教育等を通じて食品廃棄物の発生抑制に向けた意識改革の促進 ・地域循環圏の構築に向けて、リユースの取組を推進 <p>事業系ごみの発生抑制等のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の取組の支援のため意識向上に向けた広報や情報提供、啓発を推進 ・商工会など事業者団体を通じた取組の働きかけ ・多量排出事業者への減量等の指導 ・搬入検査体制の強化や搬入手数料の見直しの検討 ・事業系資源ごみの回収体制の構築と事業者の取組への支援 ・公共施設での減量やリサイクルの率先的な実施 ・学校等から排出される食品廃棄物のリサイクルを推進 <p>再生利用の促進のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分別の正しい知識を身につけてもらうため、広報等での周知や分別説明会の実施 ・分別、資源化の実績や2 Rを始めとする3 Rの取組効果や循環利用された循環資源の行方を住民へ情報提供することによる取組の促進 ・リサイクルステーション等の拠点回収場所の増設 ・ミックスペーパー、その他プラスチック、廃食用油等、収集品目の追加等により住民が分別に取り組むための機会、体制の構築 ・資源ごみ回収を促す動機付け（奨励金や資源化物からの収益の還元等）や市民団体等のリサイクル活動への支援 ・生ごみの堆肥化処理の拠点整備と、利用促進に向けた住民、事業者との連携 ・リユース、リサイクル事業者の指導及び育成 ・使用済み小型電子機器等について、地域の実情に応じた回収体制の構築や住民への普及啓発、周知徹底の推進 <p>適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の処理事業に係るコストの分析及び情報提供のための、国が示した一般廃棄物の3 R推進のための指針の導入、活用 ・一般廃棄物処理計画に基づく取組の推進と計画の見直し ・一般廃棄物の収集運搬において、環境負荷のより少ない自動車の導入やバイオ燃料の利用等の推進 ・老朽化した廃棄物処理施設の長寿命化・延命化によるごみ処理における低炭素化の実現 ・焼却施設の更新の際、熱回収による高効率なごみ発電等エネルギー回収推進施設の導入計画による温暖化対策の推進 ・し尿処理施設の更新の際、し尿、浄化槽汚泥と生ごみ等を併せて処理する有機性廃棄物リサイクル推進施設の導入計画による資源回収の推進 ・ごみ処理の広域化に向けた他市町村、組合との連携 ・新型インフルエンザ等の流行時においても安全かつ安定的に廃棄物の適正処理が行われるよう事業継続のための計画の策定と処理体制の整備 ・廃家電等使用済み物品の無許可回収業者に対して、廃棄物処理法に抵触しないよう県、警察等と連携した立入調査、監視指導 ・不法投棄監視体制の強化や関係機関と連携した不法投棄防止対策の推進 ・高齢化社会に対応するための収集体制構築の検討 ・特定家庭用機器一般廃棄物のうち小売業者が家電リサイクル法に基づく引取義務を負わないものについて、地域の実情に応じた回収体制の構築や住民への普及啓発、周知徹底の推進 ・水銀使用製品が廃棄物となったものについて、地域の実情に応じた回収体制の構築や住民への普及啓発、周知徹底の推進 ・広域的な一般廃棄物最終処分場の整備 <p>災害廃棄物対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画の策定や地域防災計画の見直し ・平時から、災害対応拠点の整備や関係機関との連絡体制の構築等を通じて、災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備 ・ある程度余裕を持った焼却施設やがれき等を保管するための災害廃棄物用の仮置き場等の整備 ・広域的な一般廃棄物最終処分場の整備
<p>行動目標</p>	<p>【現計画】 一般廃棄物処理計画に基づく施策の推進と計画の見直し</p> <p style="text-align: center;">➡</p> <p>【新計画】 一般廃棄物処理計画に基づく施策の推進と計画の見直し 災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備</p>

4 県

<p>役割</p>	<p>県は、一般廃棄物に係る市町村への技術的支援を行うとともに、産業廃棄物の発生抑制、処分等の状況の把握、適正処理を推進するなど、県内の廃棄物処理に係る総合的な役割を有している。</p>	
<p>主な取組事例</p>	<p>一般廃棄物の発生抑制、循環的利用、適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活系ごみの発生抑制の取組支援 環境教育・環境学習の推進 事業系ごみの発生抑制の取組支援 循環型社会と地球温暖化防止対策など低炭素社会を統合的に実現するための取組の推進 一般廃棄物の循環的利用の取組推進 一般廃棄物の適正処理の取組支援 し尿、浄化槽汚泥の適正処理の推進 広域的な一般廃棄物最終処分場の整備の促進 <p>市町村に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が実施するごみ減量化・リサイクル推進事業の支援 市町村への適正処理のための技術的支援 市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援 「ごみ処理広域化計画」に基づき、市町村の一般廃棄物処理施設の広域的整備と広域処理による減量化・資源化の推進、最終処分量の削減 広域的な一般廃棄物最終処分場事業の円滑な実施に向けた支援 廃家電等使用済み物品の無許可回収業者に対して、廃棄物処理法に抵触しないよう市町村、警察等と連携した立入調査、監視指導 <p>産業廃棄物の発生抑制、循環的利用、適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者による発生抑制の取組の促進 産業廃棄物の循環的利用の取組支援 産業廃棄物の適正処理の推進 事業者による適正処理や施設整備の促進 公共関与による廃棄物最終処分場の維持管理 産業廃棄物適正処理推進ビジョンの策定 <p>不法投棄防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 不法投棄未然防止対策の推進 不法投棄廃棄物の適正処理の推進 悪質な不適正処理、不法投棄事案に対する行政処分や刑事告発など厳正対応 <p>災害廃棄物対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の「廃棄物処理施設整備計画」並びに「災害廃棄物対策指針」及び「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を十分踏まえながら、県の災害廃棄物処理計画の策定について検討 各市町村の災害廃棄物処理計画策定や地域防災計画見直しへの取組の支援 国が設置した「大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会」に構成員として参画し、災害時の廃棄物対策について情報共有を行うとともに、都県域を超えた連携が必要となる災害時の廃棄物対策に関する広域的な連携の検討 災害廃棄物処理のための協定締結団体（山梨県産業廃棄物協会）への応援要請や他市町村への協力要請のための連絡・調整 災害廃棄物処理のための協定内容（収集運搬能力や施設能力等）や活用方法について市町村へ情報提供 広域的な一般廃棄物最終処分場の整備の促進 	
<p>行動目標</p>	<p>【現計画】 廃棄物総合計画に掲げる目標等の達成のための施策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村との廃棄物に係る課題等の認識の共有と、一般廃棄物処理事業の情報提供等に取り組む市町村を増加 産業廃棄物（事業系一般廃棄物も含む）の発生抑制、適正処理に積極的に取り組む事業者を増加 	<p>【新計画】 廃棄物総合計画に掲げる目標等の達成のための施策の実施</p> <p>⇒</p> <p>災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備</p>

廃棄物の発生抑制等のための県施策の推進について

対 象	目 的	施 策 項 目	
一般廃棄物	発生抑制の推進	(1)生活系ごみの発生抑制の取組支援	<p>発生抑制の取組を促進するため、県民に対する普及啓発を行うとともに、市町村の取組に対する支援等を行う。</p> <p>やまなしエコライフ県民運動の推進 市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援 ごみ減量化リサイクル推進事業に対する支援 ごみ減量・リサイクル推進キャンペーン ノーレジ袋事業の推進</p>
		(2)環境教育・環境学習の推進	<p>一人ひとりが環境に関心を持ち、自らの責任と役割を理解し、行動に結びつく環境教育・環境学習を推進する。</p> <p>環境学習指導者の派遣(やまなしエコティーチャー) エネルギー教育の推進</p>
		(3)事業系ごみの発生抑制の取組支援	<p>事業者の自主的な発生抑制の取組を促進するため、環境マネジメントシステムを導入する事業者や環境保全に資する技術・製品開発に対して支援を行う。また、事業系一般廃棄物の削減に向けた市町村の取組を支援する。</p> <p>事業系一般廃棄物の減量化の推進 市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援 環境マネジメントシステムの導入支援 環境対策技術研究開発の支援</p>
		(4)循環型社会と地球温暖化対策など低炭素社会を統合的に実現するための取組の推進	<p>循環型社会の推進と地球温暖化対策など低炭素社会を統合的に実現するため、県民に環境にやさしいライフスタイルへの転換を促すとともに、「やまなしエネルギー環境マネジメントシステム」により県自ら率先して廃棄物の削減や省資源化に取り組む。</p> <p>やまなしエコライフ県民運動の推進(再掲) やまなしエネルギー環境マネジメントシステムの推進 グリーン購入の推進</p>
	循環的利用の推進	(1)一般廃棄物の循環的利用の取組推進	<p>各種リサイクル法に基づく資源ごみの循環的利用を促進するため、市町村と連携・協力して県民に周知するとともに、市町村、事業者によるリサイクルの取組を支援する。</p> <p>容器包装廃棄物の分別収集の促進 特定家庭用機器廃棄物のリサイクルの促進 ごみ減量化リサイクル推進事業に対する支援(再掲) 事業所リサイクルシステムの構築支援 市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援(再掲) 市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援(再掲) 環境保全型農業の推進 使用済小型電子機器廃棄物のリサイクルの促進</p>
		(2)環境教育・環境学習の推進(再掲)	<p>一人ひとりが環境に関心を持ち、自らの責任と役割を理解し、行動に結びつく環境教育・環境学習を推進する。</p> <p>環境学習指導者の派遣(やまなしエコティーチャー)(再掲) エネルギー教育の推進(再掲)</p>

対 象	目 的	施 策 項 目	
	適正処理の推進	(3)循環型社会と地球温暖化対策など低炭素社会を統合的に実現するための取組の推進（再掲）	<p>循環型社会の推進と地球温暖化対策など低炭素社会を統合的に実現するため、県民に環境にやさしいライフスタイルへの転換を促すとともに、「やまなしエネルギー環境マネジメントシステム」により県自ら率先して廃棄物の削減や省資源化に取り組む。</p> <p>やまなしエコライフ県民運動の推進（再掲） やまなしエネルギー環境マネジメントシステムの推進 グリーン購入の推進</p>
		(1)一般廃棄物の適正処理の取組支援	<p>一般廃棄物処理事業の効率的な運用と一般廃棄物の処理を適正かつ効果的に実施していくため、市町村に対し、一般廃棄物処理計画の見直しを促すとともに、「山梨県ごみ処理広域化計画」による将来のごみ処理施設の集約を目指し、施設の維持管理等に関する技術的支援や国の交付金等を活用した施設整備等の支援を行う。</p> <p>市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援(再掲) 一般廃棄物処理施設の整備、維持管理のための技術的支援・助言 一般廃棄物処理計画の見直しの促進 「山梨県ごみ処理広域化計画」の推進 市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援(再掲) 廃棄物処理施設の設置に関する事前協議の実施</p>
		(2)し尿、浄化槽汚泥の適正処理の推進	<p>下水道整備などと連携した生活排水対策の実施により、し尿、浄化槽汚泥の適正処理を推進する。</p> <p>生活排水対策の推進 浄化槽対策の促進 一般廃棄物処理施設の整備、維持管理のための技術的支援・助言(再掲)</p>
	災害廃棄物対策	(3)広域的な一般廃棄物最終処分場の整備の促進	<p>広域的な一般廃棄物最終処分場事業の円滑な実施に向けて支援を行う。</p> <p>広域的な一般廃棄物最終処分場事業の円滑な実施に向けた支援</p>
		(1)災害廃棄物の適正かつ円滑な処理	<p>災害により生じた廃棄物について、適正な処理を確保し、かつ、可能な限り、分別、再生利用等により減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理を確保する。</p> <p>県の災害廃棄物処理計画の策定について検討 市町村の災害廃棄物処理対策に対する支援・助言 大規模災害時の廃棄物対策に関する広域的な連携 大規模災害時の連絡・調整等</p>
	産業廃棄物	発生抑制の推進	(1)事業者による発生抑制の取組の促進
循環的利用の推進		(1)産業廃棄物の循環的利用の取組支援	<p>建設副産物の再資源化や再生利用、家畜排せつ物、食品残さなどの廃棄物系バイオマスの循環的利用を促進することにより、CO₂排出を削減し、低炭素社会実現に向けた取組を支援する。</p> <p>建設副産物の有効利用の促進（再掲） 環境保全型農業の推進（再掲） 家畜排せつ物の適正管理・利用の促進 食品残さの有効利用の促進（やまなしエコフィード利用促進事業）</p>
適正処理の推進		(1)産業廃棄物の適正処理の推進	<p>産業廃棄物の適正な処理が確保されるよう、事業者、処理業者に対し、意識啓発を行うとともに、事業所に立ち入り適正保管・処理について指導監督を行う。</p> <p>産業廃棄物の適正処理等に係る意識向上の推進 産業廃棄物処理業者への適正処理の監視・指導の強化 産業廃棄物の処理に係る検査・監視・指導の実施 廃棄物処理施設の設置に関する事前協議の実施（再掲）</p>

対 象	目 的	施 策 項 目
	<p>産業廃棄物適正処理 推進ビジョン</p>	<p>(2)事業者による適正処理や施設整備の促進</p> <p>PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物や農業用廃プラスチック類などの適正処理を推進するとともに、産業廃棄物処理施設・設備整備への低利融資による支援を行う。</p> <p>PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の適正処理の促進 農業用廃プラスチック類の適正処理の推進 環境対策融資による施設整備支援</p> <p>(3)公共関与による廃棄物最終処分場の整備</p> <p>公共関与による廃棄物最終処分場の維持管理を行う。</p> <p>公共関与による産業廃棄物最終処分場の維持管理</p> <p>(1)産業廃棄物適正処理推進ビジョンの策定</p> <p>本県の将来的な産業廃棄物処理の方向性を示す「産業廃棄物適正処理推進ビジョン」を策定する。</p> <p>産業廃棄物適正処理推進ビジョンの策定</p>
不法投棄対策	不法投棄防止対策の推進	<p>(1)不法投棄未然防止対策の推進</p> <p>不法投棄等の未然防止、早期発見、拡大防止を図るため監視体制を強化するとともに、不法投棄防止柵等の設置支援など、県民、事業者、市町村、近隣都県などと連携した取組を推進する。</p> <p>不法投棄監視体制の構築・強化 不法投棄対策の広域連携 不法投棄未然防止事業への支援 廃棄物対策連絡協議会による不法投棄対策の推進</p> <p>(2)不法投棄廃棄物の適正処理の推進</p> <p>不法投棄された廃棄物について、行為者等による撤去が困難な場合において、市町村や関係機関と連携して撤去を実施する。また、悪質な不法投棄事案に対しては行政処分や刑事告発など厳正に対応し、適正処理を促していく。</p> <p>不法投棄廃棄物の撤去・適正処理 廃棄物対策連絡協議会による不法投棄対策の推進（再掲）</p>